

北上地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月3日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

北上地区消防組合規則第1号

北上地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合火災予防条例施行規則（昭和49年北上地区消防組合規則第16号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年条例第13号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(様式等)</p> <p>第3条 条例に規定する承認申請書又は届出書等は、次の各号に定める様式によらなければならない。</p> <p>(1) 条例第23条第1項ただし書の規定により、喫煙若しくは裸火の使用又は危険物の持込みについて承認を受けようとするときは、<u>裸火使用等承認申請書（様式第2号）とする。</u></p> <p><u>(1)の2 条例第42条の3第2項に規定する指定催しの火災予防上必要な業務に関する計画提出書は、様式第2号の2</u></p> <p>(2) 条例第43条第1項に規定する防火対象物使用開始の<u>届出</u>は、様式第3号</p> <p>(3) 条例第44条第1号から第8号の2までに規定する火を使用する設備の設置<u>届出</u>は、様式第4号</p> <p>(4) 条例第44条第9号から第12号までに規定する発電設備</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年<u>北上地区消防組合</u>条例第13号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請及び届出)</p> <p>第3条 条例に規定する<u>申請及び届出</u>は、次の各号に定める様式によらなければならない。</p> <p>(1) 条例第23条第1項ただし書に<u>規定する</u>喫煙若しくは裸火の使用又は危険物の持込みについて承認を受けようとするときの<u>申請は、様式第2号</u></p> <p>(2) 条例第43条第1項に規定する防火対象物使用開始の<u>届出</u>は、様式第3号</p> <p>(3) 条例第44条第1号から第8号の2までに規定する火を使用する設備の設置の<u>届出</u>は、様式第4号</p> <p>(4) 条例第44条第9号から第12号までに規定する発電設備</p>

等の設置の届け出は、様式第5号

(5) 条例第44条第13号に規定するネオン管灯設備設置の届け出は、様式第6号

(6) 条例第44条第14号に規定する水素ガスを充てんする気球の設置届け出は、様式第7号

(7) 条例第45条第1号に規定する火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届け出は、様式第8号

(8) 条例第45条第2号に規定する煙火の打上げ、仕掛けの届け出は、様式第9号

(9) 条例第45条第3号に規定する劇場等以外での催物開催の届け出は、様式第10号

(10) 条例第45条第4号に規定する水道の断水又は減水の届け出は、様式第11号

(11) 条例第45条第5号に規定する道路工事の届け出は、様式第12号

(11)の2 条例第45条第6号に規定する露店等の開設の届け出は、様式第12号の2

(11)の3 条例第45条の2に規定する指定^{とう}洞道等の届け出は、様式第12号の3

(12) 条例第46条に規定する指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの届け出は、様式第13号

(13) 前号によって届け出の後、内容に変更を生じた場合の届け出は、様式第14号

(14) 前2号による貯蔵又は取扱いを廃止した場合の届け出

等の設置の届出は、様式第5号

(5) 条例第44条第13号に規定するネオン管灯設備の設置の届出は、様式第6号

(6) 条例第44条第14号に規定する水素ガスを充てんする気球の設置の届出は、様式第7号

(7) 条例第45条第1号に規定する火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出は、様式第8号

(8) 条例第45条第2号に規定する煙火の打上げ、仕掛けの届出は、様式第9号

(9) 条例第45条第3号に規定する劇場等以外での催物開催の届出は、様式第10号

(10) 条例第45条第4号に規定する水道の断水又は減水の届出は、様式第11号

(11) 条例第45条第5号に規定する道路工事の届出は、様式第12号

(12) 条例第45条第6号に規定する露店等の開設の届出は、様式第12号の2

(13) 条例第45条の2に規定する指定^{とう}洞道等の届出は、様式第12号の3

(14) 条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出は、様式第13号

(15) 前号によって届出の後、内容に変更を生じた場合の届出は、様式第14号

(16) 前2号による貯蔵又は取扱いを廃止した場合の届出は、

は、様式第15号

(15) 第1号に掲げる承認申請にかかる承認済印は、様式第16号

(16) 前号を除く各号の届出書の届出済印は、様式第17号

(17) 条例第46条の2に規定するタンクの水張検査又は水圧検査の申請は、水張・水圧検査申請書（様式第18号）を消防長に提出して行わなければならない。

2 前項のうち第1号、第7号から第11号及び第17号については、次によるものとする。

(1) 前項第1号に掲げる承認申請書は、正本及び副本の2通とし、それぞれ関係図面を添付しなければならない。

(2) 消防長は、前号の申請書が提出された場合において、その計画が火災予防上安全と認めるときは、副本に承認印を押して、当該申請書に返付するものとし、その計画が火災予防上支障があると認めるときは、その理由を付して承認できない旨を申請者に通知するものとする。

(3) 前項第7号から第11号に掲げる行為の届出については、書類をもって届出する余裕がないときは、口頭にかえることができる。

(4) 消防長は、前項第17号の申請書が提出された場合において水張検査又は水圧検査を行った結果、そのタンクが条例第31条の4第1号、第31条の5第4号又は第31条の6第2号に規定する技術上の規定に適合すると認められるとき

様式第15号

(17) 条例第46条の2に規定するタンクの水張検査又は水圧検査の申請は、様式第16号

2 前項のうち第1号、第7号から第11号まで及び第17号については、次によるものとする。

(1) 前項第1号に掲げる承認申請書には、承認を受けようとする場所の図面のほか、必要な図書を添付しなければならない。

(2) 消防長は、前号の申請書が提出された場合において、その計画が火災予防上安全であるか否かを審査し、結果について、裸火使用等（承認・不承認）通知書（様式第17号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(3) 前項第7号から第11号までに掲げる行為の届出については、書類をもって届出する余裕がないときは、口頭にかえることができる。

(4) 消防長は、前項第17号の申請書が提出された場合において水張検査又は水圧検査を行った結果、そのタンクが条例第31条の4第1号、第31条の5第4号又は第31条の6第2号に規定する技術上の規定に適合すると認められるとき

は、少量危険物等タンク検査済証（様式第19号）を当該申請をした者に交付するものとする。

は、少量危険物等タンク検査済証（様式第18号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（指定催しの指定等）

第3条の2 条例第42条の2第3項の規定による通知は、指定催しの指定通知書（様式第19号）により行うものとする。

2 条例第42条の2第3項の規定による公示は、次に掲げる事項について告示するものとする。

- (1) 催しの開催場所
- (2) 催しの名称
- (3) 催しの開催期間

3 条例第42条の3第2項の規定による計画の提出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書（様式第20号）により行うものとする。

別表（第2条関係）

根拠条文 規制事項 標識類の種類	寸法		色	
	幅 cm	長さ cm	地	文字
[略]				
第17条第3号 水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入を禁止する旨の表示		[略]		
[略]				
第23条第4項 「喫煙所」と表示した標識		[略]		
第31条の2第1号及び第33条第2項 危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識		[略]		

別表（第2条関係）

条例の根拠条文	標識類の種類	規制事項			
		寸法		色	
		幅 cm	長さ cm	地	文字
[略]					
第17条第3号	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入を禁止する旨の標示		[略]		
[略]					
第23条第4項第2号	「喫煙所」と表示した標識		[略]		
第31条の2第2項第1号	危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識		[略]		

第34条第5号	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識	[略]		
第31条の2第1号及び第33条第2項	危険物の品名、最大数量等を掲示した掲示板	[略]	[略]	[略]
第34条第5号	指定可燃物の品名、最大数量等を掲示した掲示板	[略]	[略]	
第39条第4項	定員表示板	[略]		
第39条第4項	満員札	[略]		

第33条第3項及び第34条第2項第1号	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識	[略]		
第31条の2第2項第1号	危険物の品名、最大数量等を掲示した掲示板	[略]	[略]	[略]
第33条第3項及び第34条第2項第1号	指定可燃物の品名、最大数量等を掲示した掲示板	[略]	[略]	
第39条第4号	定員表示板	[略]		
第39条第4号	満員札	[略]		

様式第2号の2を削り、様式第2号、様式第3号から様式第15号まで及び様式第18号中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

改正前					改正後				
様式第2号（第3条関係） 裸火等使用承認申請書					様式第2号（第3条関係） 裸火使用等承認申請書				
[略]					[略]				
防火対象物	所在地	電話			防火対象物	所在地	電話		
	名称					名称			
	防火管理者氏名					用途	収容人員		
	収容人員					防火管理者			
使用の目的					承認を受けようとする場所	階	名称		
使用火の種別		使用方法			承認を受けようとする内容	種別	喫煙 裸火使用 危険物品持ち込み		
使用期間		位置構造				期間			
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要					内容・目的				
[略]					[略]				

備考 1～4 [略]

様式第3号(第3条関係)

防火対象物使用開始届出書

[略]

[略]

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。
2～7 [略]

備考 1～4 [略]

5 承認を受けようとする場所の図面ほか、必要な図書を添付すること。

様式第3号(第3条関係)

防火対象物使用開始届出書

[略]

[略]

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2～7 [略]

様式第16号及び様式第17号を削り、様式第18号を様式第16号とし、様式第16号の次に次の1様式を加える。

裸火使用等（承認・不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

北上地区消防組合消防本部
消防長



年 月 日付けで申請のあった裸火の使用等の行為について審査した結果、（承認・不承認）したので通知します。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
承認する場所	階	
	名称	
承認する内容	期間	
	種別	
	内容	
	消防用設備等	
	その他必要な事項	
不承認	理由	

備考 様式下欄には、教示について記載することができる。

	改正前	改正後
	<p>様式第19号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>少量危険物等タンク検査済証（第3条関係）</u></p> <p>（その1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">少量危険物・指定可燃物タンク検査済証</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。</p> </div> <p>（その2）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 5px; text-align: center;"> <p>タンク検査済証</p> <p>検査圧力 k P a</p> <p>検査番号 第 号</p> <p>検査年月日 年 月 日</p> <p>北上地区消防組合</p> </div> <p>備考 1 大きさは、縦5センチメートル、横7センチメートルとする。 2 材質は、金属板とする。 3 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。</p>	<p>様式第18号（第3条関係）</p> <p>（その1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">少量危険物等タンク検査済証</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div> </div> <p>（その2）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 5px; text-align: center;"> <p>少量危険物等 タンク検査済証</p> <p>検査圧力 k P a</p> <p>検査番号 第 号</p> <p>検査年月日 年 月 日</p> <p>北上地区消防組合</p> </div> <p>備考 1 大きさは、縦5センチメートル、横7センチメートルとする。 2 材質は、金属板とする。 3 この少量危険物等タンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。</p>
	備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第18号の次に次の2様式を加える。

指定催しの指定通知書

第 号
年 月 日

様

北上地区消防組合消防本部
消防長



北上地区消防組合火災予防条例第42条の2第2項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教示

この指定に不服のある場合は、指定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この指定に対しては、指定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北上地区消防組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この指定について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北上地区消防組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

様式第20号（第3条の2関係）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

届出者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者）

電 話

防火担当者

住 所

氏 名

電 話

別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。

指 定 催 し の 開 催 場 所			
指 定 催 し の 名 称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開 始 時 分 終 了 時 分
一 日 当 た り の 人 出 予 想 人 員		露 店 等 の 数	
使 用 火 気 等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

	改正前	改正後																		
2	<p>(申請及び届出)</p> <p>第3条 条例に規定する申請及び届出は、次の各号に定める様式によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 条例第44条第9号から第12号までに規定する<u>発電設備</u>等の設置の届出は、様式第5号</p> <p>(5) 条例第44条第13号に規定するネオン管灯設備の設置の届出は、様式第6号</p> <p>(6) 条例第44条第14号に規定する水素ガスを充てんする気球の設置の届出は、様式第7号</p> <p>(7)～(17) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第5号(第3条関係)</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">燃料電池発電設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変電設備</td> <td style="text-align: center;">設置届出書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発電設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">蓄電池設備</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">[略]</div> <p>備考 1～3 [略]</p> <p>4 全出力又は定格容量の欄には、<u>燃料電池発電設備、変電設備</u>または発電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。</p> <p>5～7 [略]</p>	燃料電池発電設備		変電設備	設置届出書	発電設備		蓄電池設備		<p>(申請及び届出)</p> <p>第3条 条例に規定する申請及び届出は、次の各号に定める様式によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 条例第44条第9号から第13号までに規定する<u>変電設備</u>等の設置の届出は、様式第5号</p> <p>(5) 条例第44条第14号に規定するネオン管灯設備の設置の届出は、様式第6号</p> <p>(6) 条例第44条第15号に規定する水素ガスを充てんする気球の設置の届出は、様式第7号</p> <p>(7)～(17) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第5号(第3条関係)</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">変電設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">急速充電設備</td> <td style="text-align: center;">設置届出書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃料電池発電設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発電設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">蓄電池設備</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">[略]</div> <p>備考 1～3 [略]</p> <p>4 全出力又は定格容量の欄には、<u>変電設備、急速充電設備、燃料電池発電設備</u>または発電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。</p> <p>5～7 [略]</p>	変電設備		急速充電設備	設置届出書	燃料電池発電設備		発電設備		蓄電池設備	
燃料電池発電設備																				
変電設備	設置届出書																			
発電設備																				
蓄電池設備																				
変電設備																				
急速充電設備	設置届出書																			
燃料電池発電設備																				
発電設備																				
蓄電池設備																				
	備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は令和3年4月1日から施行する。